感染防止対策ガイドライン(各業種共通)

営業の再開・継続時に感染拡大予防のため取り組んでいただきたいこと

施設ごとに感染リスクの評価を行い、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインなどを 参考に、徹底した感染防止対策をお願いします。

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 社会的距離を確保した客席の配置、利用設備・機材の設置
- 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人との社会的距離を保つよう周知
- レジ等の対面する場所にビニールカーテン等を設置
- 混雑時における入場制限(整理券配布等)

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員及び来客等のマスク着用、手洗い、手指消毒、うがいの徹底
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣料のこまめな洗濯
- 〇 従業員の体調管理
- 来客等の入場時体調(体温)チェック

3. 共有物の衛生管理・換気の徹底

- ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒 (座席への交換カバーの設置等)
- 換気設備による換気又は店舗入口、各部屋のドア等2方向以上の窓、扉を開け、 毎時2回以上の換気
- トイレのこまめな清掃、ハンドドライヤー等の使用中止

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集

○ 入店時に氏名、連絡先を記載してもらう

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

〇 SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供 出典・参考:愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト[新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 及び感染症対策リスト(事業者様向け)]

7. 接触確認アプリ等の活用

○ 接触確認アプリ (COCOA)等のダウンロードを従業員や利用者に促す

濃厚接触者とは

- ①「感染者と接触があった期間」・・・発症2日前から入院等をした日までに接触があった方
- ②「距離の近さ」・・・対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で接触すること
- ③「時間の長さ」・・・<u>15分以上の接触</u>があること 以上の要件を、保健所が総合的に判断します。なお、今後、変わる場合があります。
- ※ 業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守して下さい。

内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策WEBページ https://corona.go.jp/